第３章　農業構造

１　担い手の動向

(1) 農業経営体の動向

ア　農業経営体数と就業構造

（本道の農業経営体の大宗を占める個人経営体）

令和４年（2022年）の本道の農業経営体は３万3,000経営体で、前年に比べ3.5％の減少となりました。このうち法人化せずに世帯で事業を行う個人経営体は２万8,300経営体で、前年に比べ4.7％の減少となりましたが、農業経営体数の85.8％となっており、依然として本道の農業経営体の大宗を占めています。法人経営体や農作業の受託組織等を含む団体経営体は4,700経営体で、前年に比べ4.4％の増加となりました。

また、個人経営体のうち、主業経営体は２万1,300経営体で前年に比べ3.6％減少、準主業経営体は700経営体で前年に比べ30.0％減少、副業的経営体は6,400経営体で前年に比べ4.5％減少となりました。

図表3-1-1　農業経営体数の推移（北海道）

（単位：経営体、％）

区分		農業経営体	個人経営体				団体経営体	
				主業経営体	準主業経営体	副業的経営体		法人経営体
R3年		34,200	29,700	22,100	1,000	6,700	4,500	4,200
	構成比		86.8	74.4	3.4	22.6	13.2	98.3
4		33,000	28,300	21,300	700	6,400	4,700	4,400
	構成比		85.8	75.3	2.5	22.6	14.2	93.6
増減率 (R4/R3)		▲3.5	▲4.7	▲3.6	▲30.0	▲4.5	4.4	4.8

資料：農林水産省「農業構造動態調査」（各年２月１日現在）

注：統計表の数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しないため、構成比が100とならない。

（経営規模の大きい農業経営体が増加）

経営耕地面積規模別の農業経営体数の推移をみると、50ha以上では平成22年（2010年）の5,599経営体から令和４年（2022年）は6,600経営体となり、特に、100ha以上では平成22年（2010年）の907経営体が令和４年（2022年）では1,900経営体となるなど、全体の農業経営体数が減少する中、経営規模の大きい農業経営体の割合が増加しています。

図表3-1-2　経営耕地面積規模別経営体数の推移（北海道）

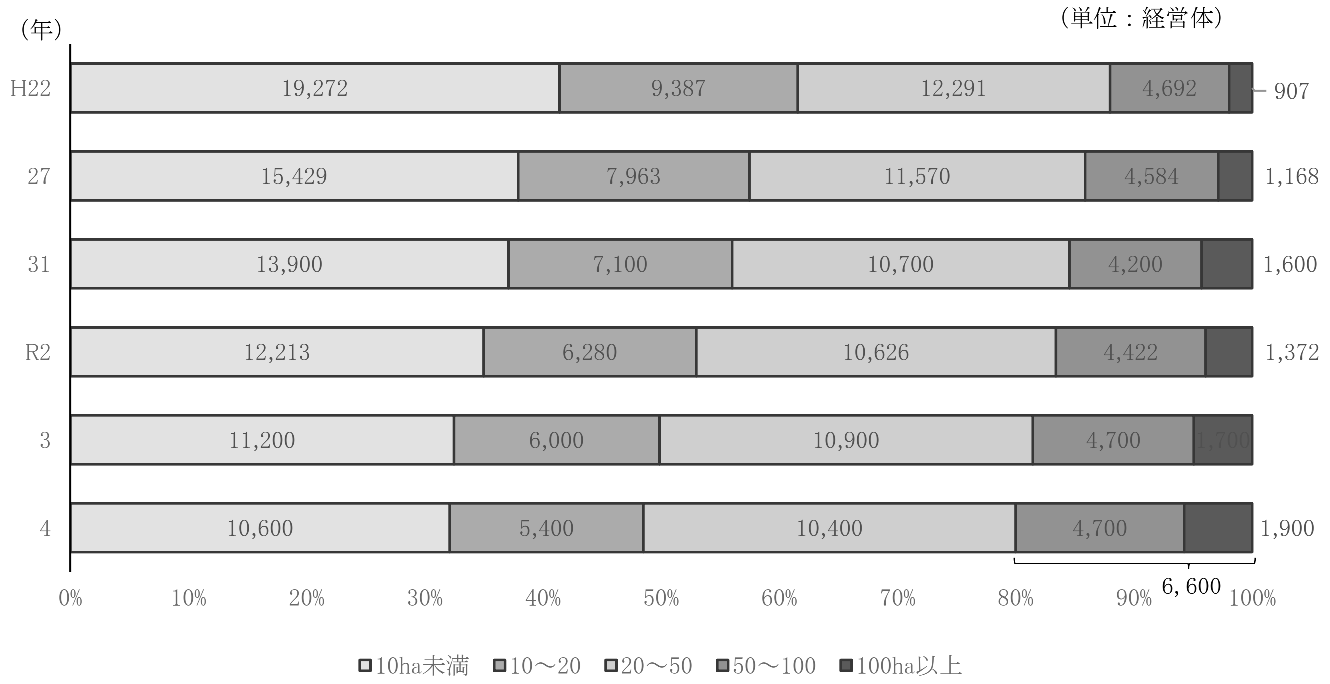

資料：農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

（進む農業従事者の高齢化）

令和４年（2022年）の個人経営体の基幹的農業従事者数は６万9,400人で、前年に比べ3.8%の減少となりました。

年齢階層別にみると、65歳以上が全体に占める割合は40.3%と前年に比べ0.5ポイント増加し、都府県の72.0%を下回っていますが、依然として高い水準となっています。

図表3-1-3　基幹的農業従事者数（個人経営体）の年齢別構成比の推移（北海道）

（単位：人、%）

区　分	計	39歳以下	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上
R3年	72,100	11,000 (15.3)	10,700 (14.8)	13,200 (18.3)	8,800 (12.2)	28,700 (39.8)
4	69,400	10,000 (14.4)	10,400 (15.0)	12,600 (18.2)	8,400 (12.1)	28,000 (40.3)
増減率 (R4/R3)	▲3.8	▲9.1	▲2.8	▲4.6	▲4.6	▲2.4
都府県 R4年	1,156,200	50,800 (4.4)	68,700 (5.9)	99,600 (8.6)	105,300 (9.1)	832,000 (72.0)

資料：農林水産省「農業構造動態調査」（各年2月1日現在）

イ　認定農業者
（担い手としての認定農業者の育成・確保）

認定農業者制度は、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営を改善するために作成した「農業経営改善計画（５年後の経営目標）」を市町村等が認定するもので、認定を受けた農業者は、経営所得安定対策の支援対象となるほか、農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）の低利融資、税制上の特例措置（農業経営基盤強化準備金）、農業者年金の保険料支援などの支援措置の対象となります。

本道における令和４年（2022年）３月末現在の認定農業者数は、高齢化の進行や後継者不在などによる離農、複数戸法人の設立などに伴い、２万7,837経営体と前年より532経営体（1.9%）減少し、農業経営体数３万3,000経営体に対する認定農業者の割合は84.4%となっています。

また、認定農業者数のうち法人経営体の数は、前年より116法人（3.2%）増加し、3,769法人と近年増加傾向で推移しています。

図表3-1-4　認定農業者数の推移（北海道）

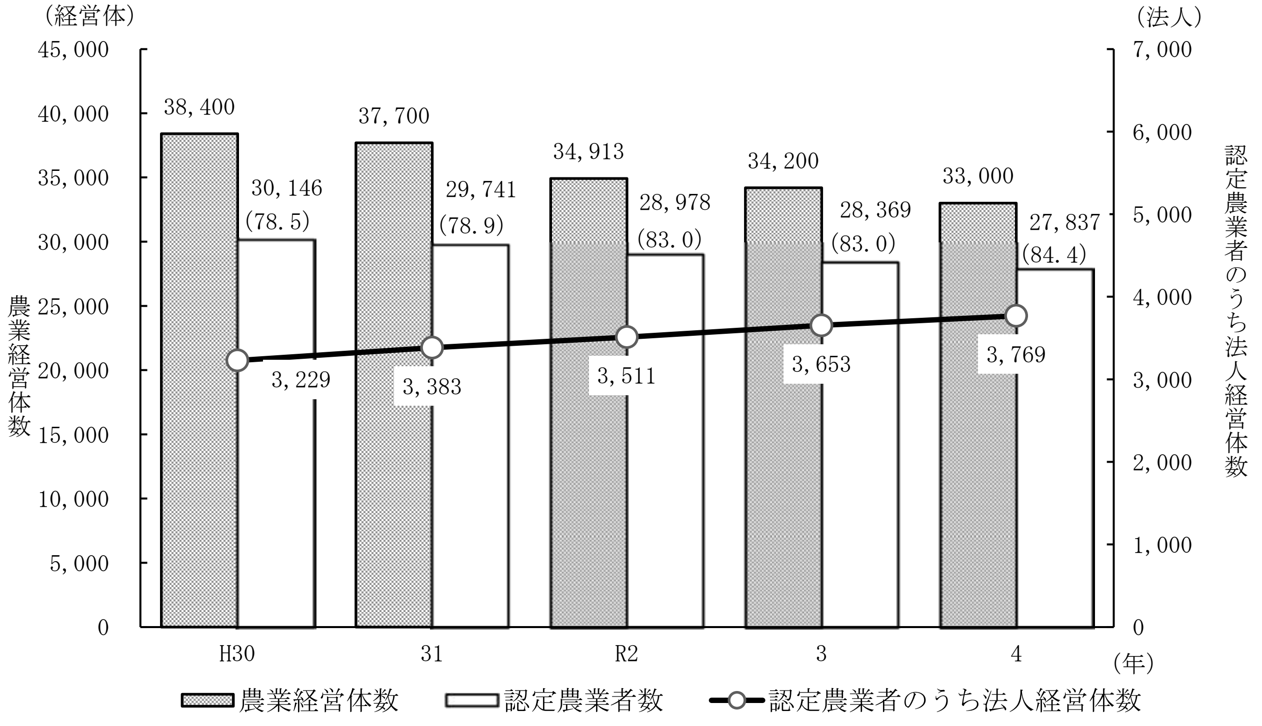

資料：農林水産省「世界農林業センサス」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、北海道農政部調べ

注：１）農業経営体数は各年２月１日現在、認定農業者数は各年３月末現在。

２）（　）は、農業経営体数に対する認定農業者数の割合。

ウ　農業法人

（農業経営の法人化の推進）

農業経営の法人化は、経営の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承など経営発展の効果が期待されます。また、複数の農業者が経営を統合した大型の法人では、地域内の農作業の受託や離農者の農地の引受けのほか、就農希望者の研修受入れや就農支援など、公益的な機能を発揮する例も出てきています。

こうした中、農地を所有して農業を営む農地所有適格法人が着実に増えています。

（農地所有適格法人の設立の状況）

本道の農地所有適格法人数は、増加傾向で推移しており、令和４年（2022年）１月現在で3,889法人となっています。また、経営規模別にみると、経営規模30ha以上の階層の占める割合が高まっており、令和４年（2022年）では30haから99haまでが1,545法人、100ha以上にあっては、706法人となっており、年々、平均経営規模が拡大しています。

図表3-1-5　農地所有適格法人数の推移（北海道）

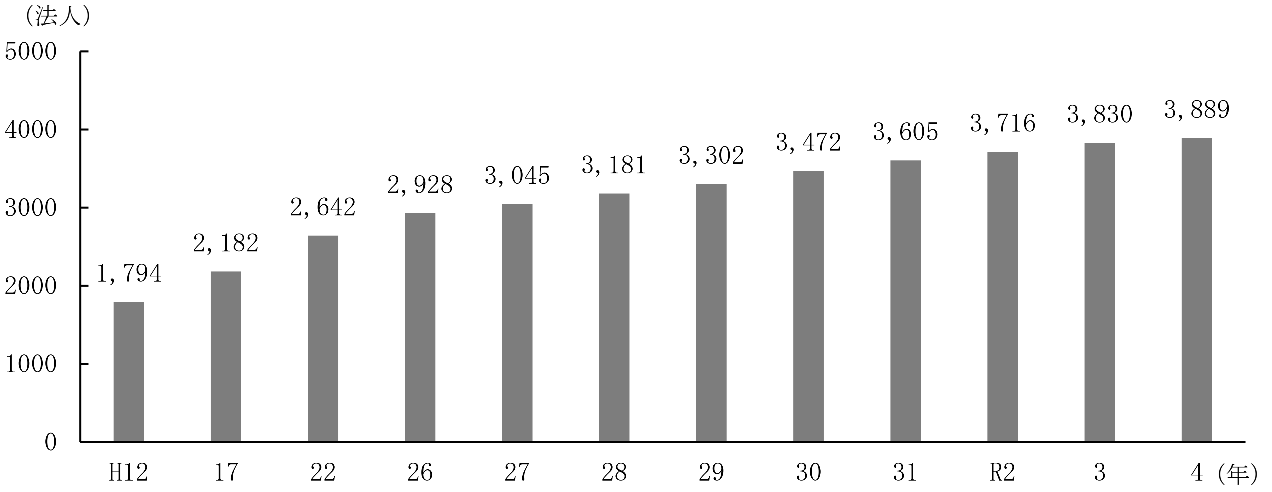

資料：農林水産省「農地法の施行状況等に関する調査」（各年１月現在）
注：「農地法の施行状況等に関する調査」では、調査時点において一時休業等している法人も含んでいる。

図表3-1-6　経営規模別の農地所有適格法人数及び平均経営規模（北海道）

区　分	法　人　数（構成比）								
	H17	22	28	29	30	31	R2	3	4
10ha未満	479 (22.0%)	569 (21.5%)	632 (19.9%)	643 (19.5%)	685 (19.7%)	686 (19.0%)	680 (18.3%)	708 (18.5%)	715 (18.4%)
10～29ha	774 (35.5%)	810 (30.6%)	860 (27.0%)	860 (26.0%)	876 (25.2%)	903 (25.0%)	921 (24.8%)	902 (23.6%)	923 (23.7%)
30～99ha	695 (31.8%)	929 (35.2%)	1,195 (37.6%)	1,266 (38.3%)	1,344 (38.7%)	1,415 (39.3%)	1,446 (38.9)	1,529 (39.9%)	1,545 (39.7%)
100ha以上	234 (10.7%)	334 (12.7%)	494 (15.5%)	533 (16.1%)	567 (16.3%)	601 (16.7%)	669 (18.0%)	691 (18.0%)	706 (18.2%)
合　計	2,182	2,642	3,181	3,302	3,472	3,605	3,716	3,830	3,889
平均 経営規模	39.6ha	45.7ha	56.4ha	58.2ha	58.6ha	60.8ha	67.7ha	69.9ha	70.7ha

資料：農林水産省「農地法の施行状況等に関する調査」（各年１月現在）

また、農畜産物の加工・販売や農作業の受託などの関連事業に取り組む農地所有適格法人は、令和４年（2022年）１月現在で905法人と、全体の約２割を占めています。

図表3-1-7　農業関連事業に取り組む農地所有適格法人数（北海道）

区　分	法　人　数（構成比）								
	H17	22	28	29	30	31	R2	3	4
農地所有適格法人数	2,182	2,642	3,181	3,302	3,472	3,605	3,716	3,830	3,889
うち関連事業を実施する法人数	335 (15.4%)	426 (16.1%)	652 (20.5%)	697 (21.1%)	756 (21.8%)	822 (22.8%)	918 (24.7%)	824 (21.5%)	905 (23.3%)
農畜産物の加工製造	137	198	407	437	472	496	558	418	469
農畜産物の貯蔵・運搬・販売	109	173	395	418	470	506	577	467	367
農業生産資材の製造	37	58	94	101	108	109	118	48	72
農作業の受託	155	161	173	208	242	272	333	355	286
農村滞在型余暇活動	－	34	33	34	43	45	47	35	35

資料：農林水産省「農地法の施行状況等に関する調査」（各年１月現在）
注：１法人が２以上の事業に取り組んでいる場合もあるため、事業ごとの法人数の合計は、「関連事業を実施する法人数」と一致しない。

（農業経営の法人化へのサポート）

道では、平成30年度（2018年度）から関係機関・団体と連携して、農業経営の法人化を支援するため相談業務を開始しており、令和２年度（2020年度）からは、公益財団法人北海道農業公社（以下「北海道農業公社」という。）に農業経営相談所を設置して、専任職員が農業者からの農業経営の法人化等に関する相談に対応するとともに、税理士等の専門家による指導・助言等を行っています。また、地域において農業経営セミナーや個別相談会を開催するなど、農業者等へのサポートに努めています。

（農外企業等の農業参入）

食料品製造・販売業や建設業を営む企業が、原料の安定確保や経営の多角化、雇用対策（人材の有効活用）などを目的として、農業に参入する事例が増加しています。

企業が農地を利用するためには、企業が自ら又は農業者と共同で農地所有適格法人を設立して農地を所有する（賃借含む）方法と、企業が一般法人として農地を賃借する方法があり、令和４年（2022年）１月現在で当該農地所有適格法人は241法人、一般法人は101法人となっています。

こうした農外企業等の農業参入は、民間企業の経営力や資本力を活かした多様な担い手の確保につながるほか、企業と農業者が共同で食品加工分野を立ち上げるなどの有機的なつながりに発展する例も出ています。

図表3-1-8　農外企業等の農業への参入状況の推移（北海道）

区　　分		H17年	22	28	29	30	R1	2	3
農地所有適格法人	法人数（農外企業等が設立又は一部出資）	65	119	196	206	211	217	234	241
	上記との関連企業数	83	154	233	244	259	270	290	305
一般法人	参入件数（農地の賃借）	－	30	78	92	90	93	90	101

資料：北海道農政部調べ（各年９月現在）
注：１）関連企業は、次の区分の企業。
①既存の農地所有適格法人に出資している企業
②新たに農地所有適格法人を設立した（一部出資含む）企業
③企業関係者（経営者・役員等）が農地所有適格法人の構成員になっている企業
④既存の関連会社を農地所有適格法人化した企業
２）一般法人には、農地所有適格法人を含まない。

（農外企業等の農業参入へのサポート）

農外企業等の農業参入や地域とのマッチングを支援するため、道では、平成28年（2016年）４月に「サポートデスク」を設置して、電話や面談で農業参入に当たっての相談への対応、農業参入ハンドブック等を作成し配付するなどの取組を行っており、これまで496件の相談に対応しています。

図表3-1-9　サポートデスクの相談件数の推移

年度	H28	29	30	R1	2	3	4	計
件数	174	106	101	36	32	20	27	496

資料：北海道農政部調べ

～　いぶり農業法人ネットワーク　３年ぶりの研修会・交流会の開催（胆振）　～

いぶり農業法人ネットワークは、胆振管内の農業法人又は農業法人を目指す個人農家が、情報交換や交流を図る場として平成30年度（2018年度）に組織されました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により研修会や交流会の開催ができていませんでしたが、今回３年ぶりに研修会・交流会を開催しました。

研修会では、株式会社ノースエイムの宮村昌吾氏に「繁忙期の短期雇用人材の確保について」及び「農業版人事評価制度導入による雇用の維持・拡大」を、税理士法人小島会計の小島拓也氏に「あなたの経営に合った事業承継のやり方は？」と題し、講演いただきました。

また、交流会においては、会員同士や講師との活発な意見交換が行われました。

今後も農業経営者のためになる研修会や交流会等を開催し、活発な活動を行っていきます。

研修会の様子

講師の講演

エ　新規就農者

（新規就農者数の推移）

本道における年間の新規就農者数は、平成22年（2010年）以降、減少傾向で推移する中、令和３年（2021年）は477人となり、前年に比べ３人増加し、前年比100.6%となっています。そのうち、農家出身で学校卒業後や研修後に就農した「新規学卒就農者」は146人、農家出身で他産業に従事した後に就農した「Ｕターン就農者」は203人、自ら農地を取得するなどして新たに農業経営を開始した「新規参入者」は128人となっており、農家出身者が全体の73.2%を占めています。

近年、農家後継者の就農が減少傾向にある一方で、新規参入者は平成24年度（2012年度）に始まった農業次世代人材投資資金等の支援施策の充実により、110～120人程度で推移しており、令和３年（2021年）は昭和45年（1970年）の調査開始以来、過去最高となりました。

図表3-1-10　新規就農者数の推移（北海道）

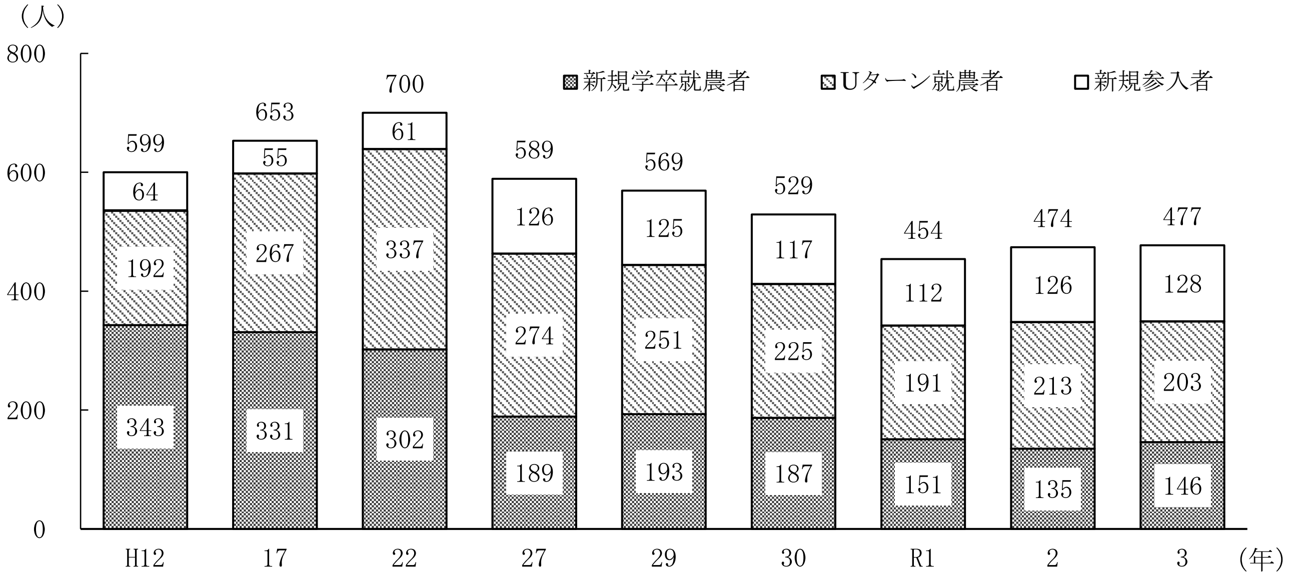

資料：北海道農政部「新規就農者実態調査」
　注：新規就農者数は、新規学卒就農者、Ｕターン就農者、新規参入者の合計

令和３年（2021年）の新規就農者477人を経営形態別にみると、畑作が33.1%、稲作が22.0%、酪農が16.4%、野菜が19.1%となっています。

新規参入者128人のうち60.9%が道内出身者で、経営形態別では、比較的小規模からでも経営開始が可能な野菜の割合が42.2%と最も多く、次いで酪農が20.3%、果樹が14.1%となっています。

新規参入者の就農時の年齢は、30歳代から40歳代が多く、50歳未満の割合は88.3%となっています。

また、Ｕターン就農者の就農時の年齢は、40歳未満が84.2%を占めており、若い年齢層が中心となっています。

農家戸数の減少や担い手の高齢化が進行する中、本道農業・農村の持続的な発展のためには、新規就農者の確保・定着を図り、意欲と能力のある多様な担い手を育成・確保していくことが重要となっています。

図表3-1-11　経営形態別新規就農者数（北海道）

（単位：上段・人、下段・対合計比％）

区　分	稲作	畑作	酪農	肉牛	野菜	花き	養鶏	養豚	果樹	軽種馬	その他	合計
R3年	105	158	78	17	91	4	0	1	18	2	3	477
	22.0	33.1	16.4	3.6	19.1	0.8	0.0	0.2	3.8	0.4	0.6	100.0
新規学卒 ①	24	73	25	3	19	0	0	0	0	0	2	146
	16.4	50.0	17.1	2.1	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	100.0
Ｕターン ②	75	76	27	5	18	2	0	0	0	0	0	203
	36.9	37.4	13.3	2.5	12.1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
①＋②（農家出身者）	99	149	52	8	37	2	0	0	0	0	2	349
	28.3	42.7	14.9	2.3	10.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	100.0
新規参入	6	9	26	9	54	2	0	1	18	2	1	128
	4.7	7.0	20.3	7.0	42.2	5.3	0.0	0.8	14.1	1.6	0.8	100.0
R2年	104	140	98	14	88	4	2	1	16	2	5	474
	21.9	29.5	20.7	3.0	18.6	0.8	0.4	0.2	3.4	0.4	1.1	100.0

資料：北海道農政部「新規就農者実態調査」

図表3-1-12　出身地別の新規参入者数（北海道）

（単位：上段・人、下段・％）

区　分	北海道	東 北	北 陸	関 東	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州	他・不明	合 計
S45年から R3年までの累計	1,402	84	31	502	125	292	56	21	76	150	2,739
	51.2	3.1	1.1	18.3	4.6	10.7	2.0	0.8	2.8	5.4	100.0
R3年	78	1	1	19	0	13	2	0	4	10	128
	60.9	0.8	0.8	14.8	0.0	10.2	1.6	0.0	3.1	7.8	100.0

資料：北海道農政部「新規就農者実態調査」

図表3-1-13　就農時年齢別の新規参入者数（北海道）

（単位：上段・人、下段・％）

区　分	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不　明	合　計
S45年から R3年までの累計	581	1,155	623	236	83	61	2,739
	21.2	42.2	22.7	8.6	3.0	2.2	100.0
R3年	17	57	39	7	2	6	128
	13.3	44.5	30.5	5.5	1.6	4.7	100.0

資料：北海道農政部「新規就農者実態調査」

図表3-1-14　就農時年齢別のＵターン就農者数（北海道）

（単位：上段・人、下段・％）

区　分	34歳以下	35～39	40～45	46歳以上	不　明	合　計
H6年からR3年までの累計	5,385	651	331	139	28	6,534
	82.4	10.0	5.1	2.1	0.4	100.0
R3年	129	42	17	15	0	203
	63.5	20.7	8.4	7.4	0.0	100.0

資料：北海道農政部「新規就農者実態調査」

注：Ｕターン就農者の人数は平成６年（1994年）から調査項目に追加。

（担い手育成センターによる新規就農者への支援）

本道では、北海道農業公社に、農業の担い手を育成・確保するための総合支援を行う北海道農業担い手育成センターを設置し、道や市町村、農業関係団体と連携のもと、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図っています。

北海道農業担い手育成センターでは、就農セミナーや新規就農フェア等の開催・出展により就農希望者の相談に応じるとともに、市町村に設置されている地域担い手育成センターと連携しながら、研修先・実習先の情報提供や斡旋、研修生の事故発生時の傷害補償対策など、地域の受入促進とその環境整備に向けたきめ細かな取組を行っています。

また、地域担い手育成センターでは、就農に向けて研修生や受入指導農家に対する助成などの支援を行っているほか、農業体験実習のための宿泊・実習施設の整備や滞在経費への助成といった様々な独自の取組を行っています。

図表3-1-15　（公財）北海道農業公社への相談状況（新規就農相談、農業体験実習相談等）

（単位：人）

年度	道内	道外	計	うち女性
H28	271	334	605	153
29	263	312	575	152
30	293	370	663	185
R1	307	350	657	166
2	305	239	544	140
3	226	291	517	132

資料：（公財）北海道農業公社調べ

（農業大学校での研修教育）

道では、農業・農村の発展を支える優れた人材を育成・確保するため、北海道立農業大学校（以下「農業大学校」という。）に養成課程、研究課程及び研修部門を設置し、農業経営を行うために必要な知識・技術の習得を目的とした実践的な研修教育を行っています。

養成課程のカリキュラムでは、教養や専門の科目を受講するほか、農場や牛舎での実習、ソーセージやアイスクリームの加工・販売などを行い、２年次にはそれまでに得た知識や経験を活かして、各自がそれぞれの課題に対応した研究活動のプロジェクトに取り組みながら、農業経営者として必要な課題把握や判断力、実践力を身に付けるとともに、在学中に、農業経営に役立つ各種資格・免許の取得が可能となっています。

このような中、研究活動の一環として出場した和牛のオリンピック「全国和牛能力共進会（鹿児島大会）」では、部門別で優等賞７席を受賞するなど、日頃の成果や努力が全国でも通用することが証明された形となりました。

また、若手農業者や新規参入者等を対象として、経営管理を主体とした一般研修と農業機械研修を実施するとともに、時代のニーズを踏まえたＧＡＰ、クリーン・有機農業、ＧＮＳＳガイダンスシステムや自動操舵装置を搭載したトラクター等を活用したＩＣＴ農業機械の研修なども行っています。

図表3-1-16　農業大学校の学科及び研修

課程・部門	学　　　科	コース・専攻	定員	修業年限
養　成　課　程	畜産経営学科 畑作園芸経営学科	乳牛・肉牛 畑作・野菜	60人	２年
研　究　課　程	農業経営研究科	畜産専攻 畑作専攻	10人	２年
研　修　部　門	稲作経営専攻コース	稲作	10人	２年

研　修　部　門	○一般研修	・新規参入者研修（研修生コース） ・農業経営者育成研修（栽培経営基礎コース・農業経営分析コース・北海道農業経営塾） ・農業簿記通信講座
	○農業機械研修	・農業機械研修（トラクター基本操作・スキルアップ・プランニング） ・技能講習（フォークリフト運転、車両系建設機械（整地等）運転、玉掛け、小型移動式クレーン運転、ガス溶接）

これまで多くの卒業生が道内各地において、地域の中核的な農業の担い手として活躍しており、令和４年度（2022年度）の卒業生は、全体の64.1％が卒業後直ちに就農し、研究課程への進学や農業系４年制大学への編入後の就農見込み等を含めると、79.7％の卒業生が就農することとなっています。

図表3-1-17　農業大学校の進路状況

（単位：人）

区　　分	H30年	R1	2	3	4
ア　卒業者総数	66	65	76	59	64
イ　就　農	46	44	57	37	41
ウ　継続研修	0	1	1	0	0
エ　進　学	11	7	6	9	10
オ　農業関連	9	12	9	13	10
農業協同組合	3	6	1	3	2
農業団体・企業	6	6	8	9	8
カ　農業関連以外	0	2	3	1	3
即時就農率（％）　イ／ア×100	69.7	66.2	75.0	62.7	64.1
就農率（％）（イ＋ウ＋エ）／ア×100	86.4	78.5	84.2	78.0	79.7

資料：北海道農政部「道立農業大学校の概要」

～伝統の「青年農業者会議」第72回大会は３年ぶりの現地開催！～

北海道青年農業者会議（以下「農者会」という。）は、農業の担い手である若者たちが日頃の農業経営や農村生活などの情報交換を行い、相互の交流を深めることにより、地域をリードしていく農業経営者として必要な資質の向上を目指すことを目的として、昭和28年（1953年）から開催している歴史と伝統がある大会です。

コロナ禍により過去２年間はオンラインでの開催となっていましたが、令和４年度（2022年度）の第72回農者会は、令和５年（2023年）１月26日（木）～27日（金）に全道の青年農業者の活動組織である「北海道アグリネットワーク（北海道４Hクラブ連絡協議会)」が企画・運営を担い、道及び北海道農業公社の共催により、札幌市の自治労会館において開催しました。

当日は、道内各地域の青年農業者や関係機関の職員など約260名が一堂に会し、青年農業者が日頃の取組を発表するプロジェクト発表や、農業に対する考えを発表するアグリメッセージを３会場に分けて行いました。

また、アグリネットワークの役員が企画したスマートフォンを用いたクイズ大会や４Hクラブの活動の周知を目的とした動画放映、協賛企業による講演会なども行いました。

発表では、青年の溢れるエネルギーを感じることができ、参加者からは「過去２年間で溜まっていたものが一気に放出されているようだね。これからも毎年参加したい。」といった声も聞くことができました。

アグリメッセージ発表

表彰式の様子

【令和４年度審査結果】

●アグリメッセージ

最優秀賞

発表者	市町村
西川　雄喜　さん（※１）	様似町
課題名「豚と取り組むＳＤＧｓ」	

※１　全国青年農業者会議（令和５年（2023年）３月２日）で農林水産大臣賞（１位）受賞

●プロジェクト発表

最優秀賞

部　門	発表者	市町村
園芸・特産作物部門	村上　一騎　さん	羽幌町
土地利用型作物部門	通　　昴希　さん（※２）	美瑛町
畜産経営部門	柳楽　大樹　さん（※２）	豊富町
地域活動部門	香西　瑠理子　さん（※２）	士幌町

※２　全国青年農業者会議（令和５年(2023年)３月２日）で全国農業青年クラブ連絡協議会会長賞（３位）受賞

～　ひだか・ホース・フレンズによる軽種馬担い手対策支援（日高）　～

日高振興局や管内各町、各農業協同組合、日高軽種馬農業協同組合で組織される日高軽種馬振興対策推進協議会は、軽種馬産業の啓蒙普及、担い手確保、後継者・労働力不足など地域課題の解決に取り組むため、令和２年（2020年）５月に日高地域活性化支援室を設置しました。

日高地域活性化支援室が運営するひだか・ホース・フレンズでは、軽種馬人材養成事業や馬産業の啓蒙普及事業、引退競走馬の利活用推進事業などに取り組んでいます。

軽種馬人材養成事業では、軽種馬生産牧場への就農を目的とした牧場体験・研修を実施しており、軽種馬産業を身近に感じられる２泊３日のお仕事体験プログラムと生産牧場で働くために必要な基礎知識や基本作業の習得を目指す就農養成プログラムの２コースが用意されています。

令和３年（2021年）秋から令和５年（2023年）３月末までの間にお仕事体験プログラムに30名、就農養成プログラムに６名が参加しており、お仕事体験プログラムから就農養成プログラムへの移行者が４名、就農養成プログラムから生産牧場に４名就業するなどの成果を上げています。

参加者のアンケート結果も踏まえて研修内容を見直しながら、引き続き、牧場体験・研修を実施し、管内の軽種馬を担う人材の育成・確保に取り組んでいきます。

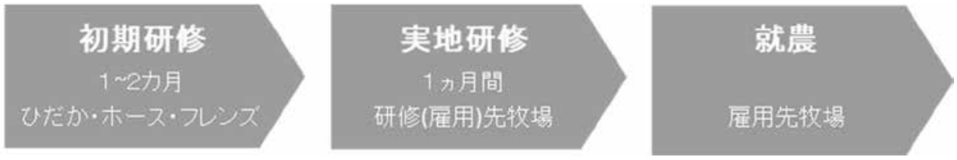

～ 退職予定の自衛官を対象とした農業ＰＲの取組（上川） ～

上川管内は、農家戸数の減少率と農業従事者の高齢化率が全道平均より高い水準で推移しています。このため、多様な担い手の確保に向けて、重機等の操縦資格を有し、農業分野での再就職が期待される自衛隊の定年退職予定者を対象とした取組を行いました。

農業法人への雇用就農を主な目的に、農業法人と連携して農業体験インターンシップを開催しました。参加者から、仕事の内容は自衛隊での経験を活かすこともできるとの感想を得ましたが、自宅周辺での雇用を求める声も根強く、マッチングの課題が明らかになりました。受入れ先からは、農業や酪農を知ってもらう良い機会であるとともに、今後の雇用につながるとの評価を得ました。

搾乳体験の様

また、農業をＰＲするための講演「農業を職業の選択肢の一つに！」も行いました。参加者からは、雇用就農における住環境や必要とされる資格、新規就農者が農業を志した経緯などについて質問があったほか、講演の継続実施について要望がありました。

今年度の結果を踏まえ、次年度もインターンシップ等を開催し、地域に存在する労働力の確保に向けて取り組みます。

講演の様子

～ 「宗谷酪農セミナー」の開催（宗谷） ～

宗谷総合振興局では、地元市町村や農業協同組合等と連携し、就農や農業分野への就職を目指す多様な人材の確保に向けて、「宗谷酪農セミナー」を開催しました。

セミナーは、５～６月にかけて道内外の農業系大学４か所を訪問し、宗谷管内の酪農の特徴や酪農を支える関連職業の紹介、動画による就農事例の紹介のほか、市町村等による個別相談を行い、合計365名の参加がありました。

大学でのセミナー

終了後のアンケートでは、「酪農のイメージが広がった」、「宗谷は初めて聞く地域だったがよくわかった」、「インターネットの普及で地方でも暮らしていけることがわかった」、「酪農ヘルパーの存在を初めて知った」、「将来やりたいことが見えてきた」などの回答がありました。

また、夏にはこれらの大学から27名の学生が酪農体験実習のために宗谷を訪れたほか、９月には豊富町において酪農実習生を対象としたチーズづくり体験会を開催し、宗谷管内の酪農の魅力をＰＲするとともに、講師役の地域農業者との交流を行いました。

チーズづくり体験会

～農業高校生を対象とした出前授業（根室）～

根室振興局では、将来の農業の担い手として期待される農業高校生を対象に、地域の農業関係施設の見学や、酪農家を学校に招いた講義等の出前授業を行っています。

令和４年度（2022年度）は、中標津町の酪農家である竹下耕介氏をお招きし、「オモシロイが未来を創る！観光消費の促進と６次化の取り組み」をテーマに、酪農家になってから現在に至るまでの経緯や、自家生乳を使用したチーズの製造、ゲストハウスの運営など色々なお話をしていただきました。

高校生からの「様々な活動を行う原動力は何か？」という質問には「先代から受け継いだ開拓者としてのＤＮＡと、未来への展望」と回答。「やってみたいと思ったことは、大体なんでもできる」と述べ、進路について考える時期にある高校生の背中を押すような講義となりました。

講義の様子

オ　女性農業者

（女性農業者の就業状況）

本道の農業従事者数のうち約45％が女性となっており、女性農業者は、農業生産や経営の担い手としてのみならず、女性ならではの感性等を活かしながら農産物の加工・販売や消費者との交流など様々な場面で大きな役割を担っています。

一方、39歳以下の若い世代の女性割合が減少していることから、若い女性の就農促進や女性農業者の活動支援などを通じ、女性農業者の農業経営や地域社会への積極的な参画を促していくことが必要です。

また、農村では、男女の役割について固定的な意識が強く残っているところもあり、女性が意欲や能力、特性を発揮しにくい面もあることから、男女に関わらず誰もが働きやすく、生き生きと活躍できる環境づくりを進めることが重要です。

図表3-1-18　年齢別農業従事者数（個人経営体）（北海道）

（単位：人）

区 分	39歳以下	40～64歳	65歳以上	計
男女計	11,000	32,500	29,900	73,400
男	6,900	17,700	16,100	40,700
女	4,100	14,800	13,800	32,700
比率	37.3%	45.5%	46.2%	44.6%

資料：農林水産省「農業構造動態調査」
　注：令和４年（2022年）２月１日現在

（農業経営や地域社会への参画）

女性が農業経営や地域社会に積極的に参画するためには家族の理解が重要であり、家族内の十分な話合いに基づき、経営方針や役割分担、就業条件、就業環境等を取り決める「家族経営協定」の締結によって、女性の経営参画を促すことが効果的です。道内で家族経営協定を締結している農家戸数は令和４年（2022年）３月末で5,314戸と、主業農家21,300戸に対し２割程度にとどまっており、一層の取組が必要となっています。

図表3-1-19　家族経営協定の締結状況（北海道）

（単位：戸、件）

区　分	H17年	29	30	31	R2	3	4
主業農家数	38,201	27,300	26,100	24,900	21,910	22,100	21,300
家族経営協定締結数	4,220	6,174	5,862	5,770	5,677	5,333	5,314
比率	11.0%	22.6%	22.5%	23.1%	25.9%	24.1%	24.9%

資料：北海道農政部「家族経営協定実態調査」（各年３月末現在）、「農業構造動態調査」（各年２月１日現在）

なお、女性の社会参画については、令和３年（2021年）10月１日現在で、全道170農業委員会において2,285人の農業委員のうち女性農業委員が189人就任しているほか、令和３年（2021年）事業年度末現在で、全道109の信用事業を行っている農業協同組合（以下「総合農協」という。）において女性役員が28人就任しており、それぞれ前年と比べて増加しています。

図表3-1-20　農業委員会及び総合農協における女性委員及び役員数

（単位：組織数、人）

区　分		農業委員会数	農業委員数	うち女性委員数		総合農協数	役員数	うち女性役員数	
			a	b	b/a		c	d	d/c
北海道	R2年	170	2,293	188	8.2%	109	1,588	25	1.6%
	3	170	2,285	189	8.3%	109	1,527	28	1.8%
全　国	R2年	1,702	23,201	2,861	12.3%	627	15,565	1,407	9.0%
	3	1,702	23,177	2,869	12.4%	562	15,094	1,411	9.3%

資料：北海道農政部調べ　農林水産省経営局就農・女性課調べ、農林水産省「農業協同組合及び同連合会一斉調査」、「農業協同組合等現在数統計」

注：１）農業委員会数及び農業委員数は各年10月１日現在

２）総合農協数は各年３月31日現在、役員数は各農業協同組合の事業年度末現在

（女性農業者等が活躍できる環境づくり）

道では、農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者を対象とした経営管理や生産技術等の研修を実施するとともに、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化など、女性農業者が活躍できる環境づくりに取り組んでいます。

また、農業経営の改善や起業、農村生活の充実、地域の振興などに積極的に取り組んでいる女性農業者や高齢者の活動を表彰し、その活動を広く紹介する「女性・高齢者チャレンジ活動表彰」を実施し、地域における女性・高齢者活動を促進しています。

図表3-1-21　令和４年度（2022年度）女性・高齢者チャレンジ活動表彰対象者

区分	市町村	グループ又は個人名	活動の種類
最優秀賞	天塩町	美留来（みるく）のゆめ	若手女性活動
優秀賞	富良野市	ふらのっこ	地域社会参画

～　北海道女性農業者ネットワーク「きたひとネット」が３年ぶりに全道フォーラムを開催　～

令和５年（2023年）２月２日（木）～３日（金）、北海道女性農業者ネットワーク「きたひとネット」が、３年ぶりとなる全道フォーラム「きたひとネットフォーラム2023」を開催しました。

「きたひとネット」は、道内各地の女性農業者が会員として活動する女性農業者ネットワークで、研修会や情報発信等の活動を行っています。毎年冬に開催されていた全道フォーラムは、コロナの影響で２年間中止になっていましたが、令和４年度（2022年度）は北海道大学学術交流会館において、会場とオンラインによるハイブリッド方式で開催し、道内各地域の女性農業者や賛助会員、関係機関の職員など約80名が参加しました。

北海道大学農学研究院の東山教授による「農業の未来を明るく語ろう」と題した講演に引き続き行われたパネルディスカッションでは、４名の女性農業者が「未来」につながる話をテーマに、これまで自身が経験したこと、学んだこと、大切にしていること、現状を変えるために必要だと考えることなどについて意見交換を行いました。

今回のフォーラムのテーマは、『10年後笑っていられるように』で、会場内は終始、参加者の笑顔や笑い声が絶え間なく続き、女性農業者の活気とパワーが溢れた非常に明るい雰囲気の中で開催された活気のあるフォーラムとなりました。

オンライン参加者も一緒の集合写真

充実した２日間のフォーラム

～ 胆振管内で「東北・北海道地域農業士研究会」を開催 ～

東北・北海道地域の指導農業士・農業士が一堂に会する「東北・北海道地域農業士研究会」は、東北６県と北海道が持ち回りで、平成10年（1998年）から毎年度開催されています。

北海道での開催となった令和４年度（2022年度）の研究会は、令和４年（2022年）８月29日～30日に胆振管内（洞爺湖町ほか）において、同研究会実行委員会（北海道指導農業士協会、北海道農業士協会）の主催により開催しました。

一昨年はコロナ禍で中止、昨年は秋田県がオンラインで開催しましたが、令和４年度（2022年度）は３年ぶりに現地での開催となりました。

「農業の可能性を求めて」をテーマにした研究会には、道内外から164人が参加しました。１日目は、会場となった洞爺湖町の指導農業士「佐伯昌彦氏」による基調講演や、北海道指導農業士協会会長の「長内伸一氏」（壮瞥町）をコーディネーターに、５名の指導農業士によるパネルディスカッションが行われ、農業に対する考え方やこれからの農業に必要なこと、地域の担い手対策などについて議論が交わされました。

２日目は、現地視察研修の出発前に閉会式を行い、次回、令和５年度（2023年度）開催県の青森県農業経営士会の甲田会長と、青森県から参加した８名が登壇し、「皆さん、青森さ、来てけれー！」と挨拶し、和やかな雰囲気の中、参加者は４台のバスに分かれて乗車し、現地視察研修に出発しました。

全行程を終え、参加者からは「北海道農業のスケールの大きさを改めて感じた」、「後継者や新規就農者の育成を地域でしっかり行っている」と声が上がる中、充実した表情でバスを降り、それぞれ帰路に就きました。

現地視察研修

パネルディスカッションの様子

(2) 営農支援組織

ア　コントラクター（農作業受託組織）

（農業経営を支えるコントラクター）

農家戸数の減少に伴い１戸当たりの経営規模の拡大が進む中、90年代に入ると、労働力不足への対応や生産コスト・機械コストの低減等を目的に、道内各地でコントラクターが設立されるようになりました。

その後、大型機械を駆使して効率的な作業を行うコントラクターは、農業従事者の減少や高齢化が進行する中、一層その役割が拡大し、今では、地域で効率的な農作業を行う基盤として機能しており、本道農業の維持発展に欠くことのできない存在となっています。

令和４年（2022年）３月末現在の道内のコントラクター数は、333組織となっており、地域別では、稲作地帯の上川（82組織）、空知（64組織）、酪農地帯の根室（43組織）の順に多く、３地域で全道の半分以上を占めています。

また、令和３年度（2021年度）に受託した実面積は、耕種が５万１千ha、畜産が16万４千haとなっており、地域別では、耕種は十勝（１万７千ha）、空知（１万５千ha）、上川（９千ha）の順に多く、３地域で全道の８割強を占めており、畜産は十勝（５万ha）、根室（４万７千ha）、オホーツク（２万７千ha）の順に多く、３地域で全道の８割弱を占めています。

図表3-1-22　コントラクター数の推移（北海道）

区　　分	H12年度	17	22	27	29	30	R1	2	3
コントラクター数	94	229	311	330	326	330	335	329	333

資料：北海道農政部「コントラクター実態調査」

図表3-1-23　地域別コントラクター数（北海道）

区分	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	ｵﾎｰﾂｸ	十勝	釧路	根室	計
組織数	64	2	3	7	9	14	9	82	16	8	31	36	9	43	333
割合(%)	19.2	0.6	0.9	2.1	2.7	4.2	2.7	24.6	4.8	2.4	9.3	10.8	2.7	12.9	100.0

資料：北海道農政部「コントラクター実態調査」
注：１）各地域の割合は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が一致しない。
　　２）令和４年（2022年）３月末現在

図表3-1-24　地域別コントラクター受託実面積（北海道・令和３年度（2021年度））

（単位：千ha、%）

区分		空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	ｵﾎｰﾂｸ	十勝	釧路	根室	計
耕種	実面積	15.0	0.1	0.0	1.5	0.4	0.4	1.9	9.5	2.5	−	2.4	16.6	0.3	−	50.6
	構成比	29.7	0.2	0.1	3.0	0.8	0.8	3.7	18.7	4.9	−	4.8	32.8	0.6	−	100.0
畜産	実面積	0.1	0.1	0.2	0.4	1.4	4.3	−	1.9	1.2	11.8	27.3	49.6	18.8	46.8	163.9
	構成比	0.1	0.1	0.1	0.3	0.9	2.6	−	1.2	0.7	7.2	16.6	30.2	11.5	28.5	100.0
実面積計		15.1	0.2	0.2	1.9	1.8	4.7	1.9	11.4	3.7	11.8	29.7	66.2	19.1	46.8	214.5

資料：北海道農政部「コントラクター実態調査」
注：実面積及び構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

畜産の作業を請け負うコントラクターでは、令和３年度（2021年度）には141組織が草地整備改良や飼料収穫、堆肥散布などを実施しています。

図表3-1-25　畜産に係るコントラクターの推移（北海道）

（単位：組織、ha）

区　分		H12年度	17	22	27	30	R1	2	3
コントラクター組織数		77	159	164	162	154	148	147	141
主要作物受託面積	草地整備改良面積	535	3,956	1,375	2,208	3,832	3,261	3,108	3,202
	飼料収穫(実面積)	37,549	66,102	80,619	77,584	133,155	134,538	133,043	120,648
	堆肥散布(延べ面積)	12,009	36,948	31,402	23,557	53,108	61,494	55,516	54,549

資料：北海道農政部「コントラクター実態調査」

注：平成27年度（2015年度）～令和３年度（2021年度）は報告のあった組織分を集計。平成22年度（2010年度）以前の未報告分は過去のデータを活用して推計。

近年、道内のコントラクターにおいても、熟練者の引退によるオペレーター不足や経験の少ないオペレーターの増加などが運営上の課題となっており、機械力の計画的な整備に加えて、ＩＣＴ活用による作業体系の効率化などを図っていく必要があります。

イ　ＴＭＲセンター

（進む飼料生産の外部化）

畜産経営において飼料調製の作業を代行し、良質な飼料を安定的に供給するＴＭＲセンターは毎年増加しており、令和３年度（2021年度）は87組織となっています。

令和３年度（2021年度）の利用戸数は781戸と前年から7戸減少しましたが、給与頭数は12万6,069頭と前年から1,967頭の増加となっています。

ＴＭＲセンターは、規模拡大に伴い労働力不足が懸念される畜産農家の負担軽減に寄与し、生乳の増産につながる外部支援組織としてその役割は一層大きくなっています。

図表3-1-26　ＴＭＲセンターの推移（北海道）

（単位：組織、戸、頭）

区　分	H12年度	17	22	27	30	R1	2	3
ＴＭＲセンター組織数	3	15	39	65	80	83	86	87
利用戸数	－	－	－	693	786	770	788	781
うち構成員戸数	－	137	－	654	728	723	745	740
給与頭数	－	11,566	－	75,573	106,844	115,174	124,102	126,069
うち乳用牛頭数	－	－	－	73,120	103,584	111,659	120,385	122,321
うち肉用牛頭数	－	－	－	2,453	3,260	3,515	3,717	3,748

ウ　酪農ヘルパー

（酪農ヘルパーの利用状況）

酪農経営は、搾乳や給餌作業など労働の周年拘束性が強いことに加え、近年は飼養頭数の増加に伴う作業時間の増加や休日確保などが課題となっており、担い手が定着しにくい要因にもなっています。

酪農ヘルパーは、こうした労働環境に対応するため、酪農家が定期的に休日を確保したり、

病気・事故の際に、酪農家に代わって搾乳や給餌などの作業を行っています。

農業者による任意組合や有限会社、有限責任事業組合等、酪農ヘルパーを派遣する組織（以下「利用組合等」という。）は、令和４年（2022年）８月現在、全道で86組織あり、道東や道北の酪農専業地帯では、ほぼすべての市町村で設立されています。利用組合等の参加農家戸数は4,590戸、利用組合等の活動エリアにおける参加農家は全体の91.6％となっています。また、令和３年度（2021年度）の利用農家１戸当たり年間利用日数は24.0日で、前年に比べ0.4日増加しています。利用組合等では、持続的・安定的に運営していくためのヘルパー要員の育成・確保などに取り組む一方、ヘルパー要員数は減少していることから、人材の確保と職業としての処遇改善などが大きな課題となっています。

また、突発的な事故や病気等による長期間のヘルパー利用は、酪農家の経済的負担が大きくなることから、その軽減のため全道71組織による北海道酪農ヘルパー統合互助会が設立されています。このほかにも独自の互助制度を設ける利用組合等もあり、酪農家の経済的負担軽減が図られています。

図表3-1-27 酪農ヘルパーの利用状況・ヘルパー要員の状況（北海道）

区分	利用組合等数	乳用牛飼養戸数 （戸）	利用組合等活動範囲内戸数 （戸） （A）	利用組合等参加戸数 （戸） （B）	利用組合等参加率 （%） (B/A)	延べ利用日数 （日）	利用農家１戸当たり利用日数 （日）	専任ヘルパー要員数 （人）	臨時ヘルパー要員数 （人）
H12年度	94	9,950	8,377	6,926	82.7	74,077	12.3	370	647
17	102	8,790	7,978	6,954	87.2	98,303	16.2	511	620
22	96	7,358	7,026	6,271	89.3	99,750	18.2	497	476
27	90	6,680	6,081	5,507	90.6	105.900	22.2	521	396
29	86	6,310	5,797	5,260	90.7	99,576	22.8	499	351
30	86	6,140	5,606	5,117	91.3	96,105	23.2	503	348
31/R1	86	5,970	5,470	5,000	91.4	96,534	23.8	498	329
2	86	5,840	5,291	4,875	92.1	89,179	23.6	493	307
3	86	5,710	5,196	4,741	91.2	86,243	24.0	456	266
4	86	5,560	5,010	4,590	91.6	－	－	455	245

資料：(一社)酪農ヘルパー全国協会「酪農ヘルパー利用実態調査」(各年８月１日)、
「酪農ヘルパーの利用組合実態調査等（令和元年度版)」、農林水産省「畜産統計」(各年２月１日)
注：１）利用農家１戸当たり利用日数は、利用組合等活動区域における実数。
２）利用組合等数は、（一社）酪農ヘルパー全国協会の会員である各都道府県団体に加入し、酪農ヘルパー事業を実施する組織の集計。

（酪農ヘルパーへの支援）

酪農ヘルパーは、その豊富な知識と経験を活かし、農場リース事業等を利用して就農する例もあり、地域酪農の新たな担い手としての活躍も期待されています。

このため、道では、平成26年度（2014年度）から令和２年度（2020年度）まで、酪農ヘルパーが将来的に新規就農し、担い手として地域に定着することも見据え、主に搾乳や給餌を担っ

ていたヘルパーに、新たに飼料調製や乳牛の飼養管理などの技術も習得してもらうことで、労働力不足に悩む高齢酪農家等を支える人材（酪農経営ヘルパー）として育成する取組を支援してきました。

道では、新たに令和３年度（2021年度）から、人材の確保や雇用の安定に取り組んでいるヘルパー利用組合の優良事例を作成し、道のホームページに公表するなど、その普及に取り組んでいます。

また、国では、令和３年度（2021年度）から、酪農ヘルパーの育成・確保に向けた事業を強化し、ヘルパーを目指す大学生などを対象とした修学支援や、ヘルパーの待遇改善などの支援を行っています。

(3) 担い手を支える多様な人材

ア　雇用人材の確保

（多様な人材の活躍や働きやすい環境づくり）

近年、農村地域において生産年齢人口の減少や高齢化が進む中、本道農業の担い手を支える雇用人材の安定的な確保が課題となっています。令和２年度（2020年度）には、新型コロナウイルスの感染対策として外国人の入国制限措置が取られたことなどにより、農業分野での雇用人材の確保は一層厳しくなりましたが、その後、徐々に入国制限が緩和され、令和４年（2022年）10月には制限が撤廃されたことなどから、外国人の計画的な入国が進み道内各地で活躍する姿が見られるようになっています。

一方、社会経済活動の正常化に伴い、多くの業種において採用活動が活発化していることから、人口の少ない農村地域において、農業のパート、アルバイトなどの短期雇用の人材確保が一層困難になることが見込まれます。

このため、道では、これまで本道農業に関わりの少なかった地域在住者、他産地・他産業の人材、外国人などの多様な人材を農業の雇用人材として確保するため、誰にとっても働きやすい環境づくりを推進しています。

（雇用人材の確保に向けた取組）

北海道の農業は、春の定植時や秋の収穫時などの限られた時期に労働が集中するなど、１年間の中で必要とされる労働力の差が大きいことから、道では、農業の繁閑が異なる道外産地との雇用人材の融通に向けた調査・検討の取組や、地域に在住する多様な人材の農業分野での活躍の一環として、定年退職後の自衛官の農業分野への再就職に向け、地域と連携しながら農作業体験等を通じて農業の働き方や魅力を発信する取組などを行っています。

他方、農業協同組合等では、無料職業紹介事業の実施やマッチングアプリを活用した雇用人材の確保を行っているほか、農業団体では、本業を持つ人や学生などが副業的に農業に携わるパラレルノーカーの推進など様々な取組を行っています。

イ　農福連携

（本道における農福連携の普及）

障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の社会参画を実現する農福連携は、雇用人材を確保するだけでなく、福祉の視点で作業環境の整備や待遇改善を行うことで、誰もが働きやすい職場づくりへのきっかけとなるとともに、作業方法の見直しなどにより作業効率が向上するといった経営の成長につながる取組でもあります。

国は令和元年（2019年）６月に「農福連携等推進ビジョン」を策定し、官民挙げて農福連携を推進することとしており、これを受けて道では、農福連携の優れた事例を普及するセミナーのほか、農業と福祉の関係者が相互に学ぶ研修会の開催、農業現場の見学会や体験会の取組など、普及推進に向けた取組を行っています。

～ トマト栽培における農福連携の可能性の検討（渡島） ～

渡島総合振興局では、農業現場において農福連携を進めるためには、障がい者に同行して作業指導を行う職業指導員の育成が必須と考え、職業指導員向けの作業勉強会を重点的に行いました。管内の主要作物であるトマトの農場で、４月から９月の毎月第４火曜日を勉強会の日とし、農業協同組合生産部会の協力のもと、毎月生産者を変えながら生育過程に応じた作業を体験してもらいました。

農作業体験を行う利用者

また、７月と10月にはこれまで覚えたことを実際に障がい者の方に指示をしながら農作業を行う「お試しノウフク」を実施しました。葉かきや脇芽かきなどの管理作業は問題ないと確認できたことから、障がい者の就労の幅が広がるとともに、労働力不足に悩む農業現場の一助となる可能性も高まっています。

～農福連携スタートアップ研修の開催 ～

農福連携は、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じ、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

道では、雇用人材の確保だけでなく、福祉の視点から作業方法の見直しや職場環境の改善などにより、誰もが働きやすい職場づくりや生産性の向上など、農業経営の成長につながる取組として普及推進を図っています。

令和４年度（2022年度）は新たな試みとして、座学研修を「福祉関係者向け」と「農業関係者向け」に分けて実施し、それぞれが詳しくない分野をより深く学べる内容としました。

また、農場を使用したフィールドワーク研修を初めて開催し、農作業の具体的な支援方法を学べる内容としました。

農業関係者向け座学研修

ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ研修（座学）

【座学研修（福祉関係者向け・農業関係者向け）】

福祉関係者向けの研修では、旭川市の福祉事業所の職員から、市内の果樹農家等での取組事例等を交えながら、農福連携の効果や課題などについて講話をいただきました。

農業関係者向けの研修では、札幌市の医療福祉系専門学校講師から、障がいの特性や障がい福祉サービスなどについて、実際に農福連携に取り組む農業者からは、ご自身の取組事例を交えながら、障がい者との接し方や作業指示の出し方などについて、それぞれ講話をいただきました。

ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ研修 （ﾄﾏﾄ収穫）

【フィールドワーク研修】

研修は、座学、作業体験、グループワークの順で実施し、座学では、札幌心療福祉専門学校の教員から作業を細分化する目的や方法、ポイント等について日常にある具体例を交えながら、わかりやすく説明をいただきました。

作業体験では、（公財）道央農業振興公社のほ場を活用し、同公社と石狩農業改良普及センターの指示のもと、ミニトマトの収穫とピーマンの収穫・調整作業を行いました。

ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ研修 （ﾋﾟｰﾏﾝ調整）

グループワークでは、北海道障がい者就労支援センターのマッチングコーディネーターによる指示のもと、各グループで体験した農作業を工程ごとに細分化し、各工程の作業をする上での「注意ポイント」と「工夫点」を話し合ってまとめ、最後に発表していただきました。

ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ研修 （ｸﾞﾙｰﾌﾟﾜｰｸ）

道では、農福連携の一層の拡大を図るため、引き続き相互理解や人材育成に向けた取組を行っていきます。

ウ　外国人材

（国内の農業分野における外国人材の受入れ）

国内における農業分野の外国人材の受入れは、主に技術習得を目的とした「技能実習制度」と就労が目的の「特定技能制度」があり、この５年間で約1.6倍に増加するなど、地域生産力の維持にも貢献していています。

図表3-1-28　農業分野の外国人受入れの推移（全国）

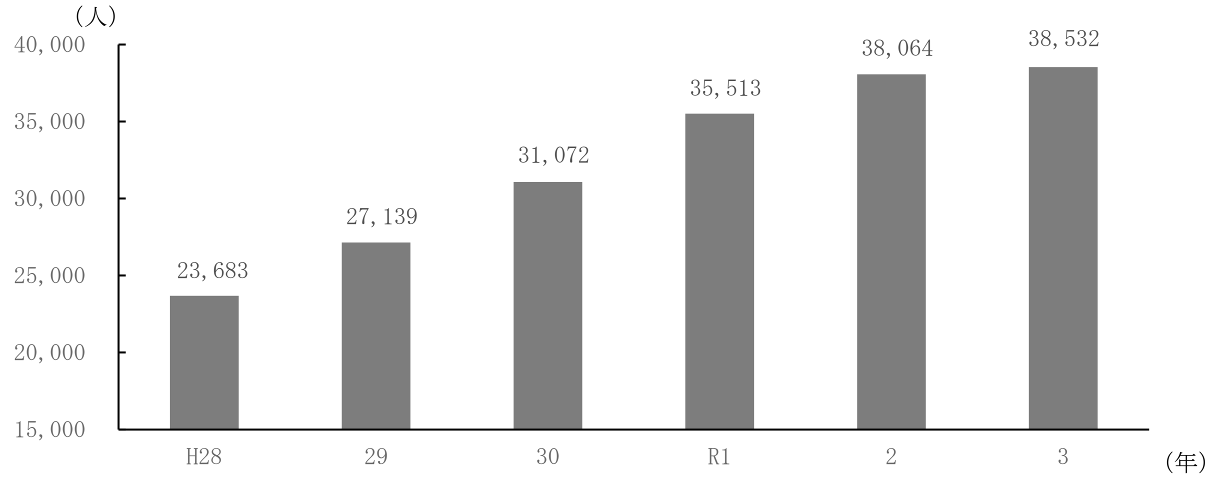

資料：厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況」から集計（各年10月末日現在）

新型コロナウイルス感染症に伴う水際措置で、令和３年（2021年）12月から４年（2022年）２月の間は外国人の新規入国は原則禁止となり、入国者数も3,500人に制限され、各地域で人材の確保が大きな課題となりましたが、令和４年（2022年）３月以降、観光以外の新規入国が再開されるとともに、入国制限が段階的に緩和、同年10月には撤廃されるなど、状況は改善されてきています。

（道内の農業分野における外国人技能実習生の受入れ）

我が国の技能や技術・知識の移転を図り、途上国等の経済発展を担う人材を育成することを目的とした「外国人技能実習制度」を活用して、本道の農業生産現場においても、多くの外国人技能実習生が在留しており、農作業を通じて先進的な技術を学び、修得しながら地域農業の振興にも貢献しています。

令和３年度（2021年度）における道内の受入人数は7,892人であり、農業分野ではその約２割にあたる1,690人を受け入れています。また、技能実習生の受入れを行う監理団体として許可を得ている14農業協同組合では、214人の受入れを行っています。なお、新型コロナウイルスの感染対策として入国制限措置がとられたことなどにより、道内の実習生の受入人数は農業分野などで前年より減少しています。

部門別に見ると、酪農が951人（56.3%）、施設園芸が395人（23.4%）と、この２つの部門で約８割となっています。地域別で受入れが最も多いのは十勝地域の338人、続いてオホーツク地域の310人、上川地域の261人となっています。

図表3-1-29　外国人技能実習生の受入れ状況の推移（北海道）

（単位：人）

区　　分	H29年	30	R1	2	3
受入人数	8,502	10,032	11,218	12,293	7,892
うち農業分野	2,441	2,765	3,076	2,155	1,690
うち農業協同組合分	638	568	729	596	214

資料：北海道経済部「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」
　注：調査期間は、令和元年（2019年）以前は１月から12月。令和２年（2020年）より４月から３月。

図表3-1-30　部門別外国人技能実習生数（令和３年度（2021年度））

（単位：人、%）

部　　門	耕種農業計	施設園芸	畑作野菜	果樹	畜産農業計	養豚	養鶏	酪農	合　計
実習生数	626	395	224	7	1,064	42	71	951	1,690
構成比	37.0	23.4	13.3	0.4	63.0	2.5	4.2	56.3	100.0

資料：北海道経済部「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」

図表3-1-31　地域別外国人技能実習生数（令和３年度（2021年度））

（単位：人、%）

地 域 名	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	ｵﾎｰﾂｸ	十勝	釧路	根室	合　計
実習生数	35	73	70	94	79	11	7	261	6	46	310	338	133	227	1,690
構成比	2.1	4.3	4.1	5.6	4.7	0.7	0.4	15.4	0.4	2.7	18.3	20.0	7.9	13.4	100.0

資料：北海道経済部「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」

（道内の農業分野における特定技能外国人の受入れ）

平成31年（2019年）には、就労目的での在留が認められる在留資格として「特定技能」が創設され、一定の専門技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みとして活用されています。

令和４年（2022年）12月末時点の農業分野における特定技能の在留外国人数は全国が16,459人、北海道が1,649人となっています。道内の在留外国人を国籍別に見ると、ベトナムが791人で約５割を占め、続いてインドネシアが408人、中国が214人となっています。

図表3-1-32　農業分野における特定技能外国人材の国籍別受入人数（令和４年（2022年）12月末時点）

（単位：人）

区　分	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中　国	カンボジア	その他	合　計
全　　国	6,869	3,436	1,831	1,494	1,389	1,440	16,459
うち北海道	791	408	73	214	50	113	1,649

資料：法務省出入国在留管理庁「特定技能１号在留外国人数」

(4) 農業の国際交流の推進

（広がる近隣諸国との国際交流）

本道では、明治２年（1869年）の開拓使設置以降、欧米の専門家の招へいや各種機械・種苗の導入が進められるとともに、農業者の海外派遣などを通じ、進んだ西洋技術の導入や人材の育成が図られ、今日の農業の基礎が築かれました。

こうした先人のたゆまぬ努力により、北海道には寒冷地型の農業技術が蓄積されており、近年では、本道の農業技術を気候風土が似ている近隣諸国の農業振興に役立てるため、農業の国際交流が盛んに進められ、昭和61年（1986年）には、中国黒竜江省との間で「友好提携議定書」を締結、令和３年（2021年）11月には農村環境整備に関する技術交流を目的とした協議書を締結しています。

ロシアとは、平成４年（1992年）に極東地域との間で「経済協力プログラム」、平成20年（2008年）には同国サハリン州との間で「友好・経済交流促進プラン」を採択し、平成28年（2016年）12月の日露首脳会談では、北方四島における共同経済活動の推進が確認されました。

また、ニュージーランドとは、平成26年（2014年）８月から始まった「ニュージーランド北海道酪農協力プロジェクト」において、北海道型放牧酪農モデルの普及に向け、ニュージーランドの関係者が道内のモデル農場で放牧技術等を調査分析し、現在はその普及に向けた取組を行っています。さらに、平成29年（2017年）５月には、「北海道と駐日ニュージーランド大使館とのパートナーシップに関する覚書」を締結するとともに、平成30年（2018年）３月には、新たに「ニュージーランド北海道羊協力プロジェクト」を開始するなど、酪農・畜産に関する交流を進めています。

加えて、平成25年（2013年）９月には、日本とモンゴル政府の間で「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」を策定し、両政府が調査した本道の農業技術に関する知見を共有するとともに、平成27年（2015年）３月には、道とモンゴル国食糧・農牧業省との間で、食と農業分野に関する経済・技術交流の一層の推進に向けた覚書を交わしています。

このほか、平成18年（2006年）に韓国慶尚南道との間で友好交流の覚書を交わしたほか、平成22年（2010年）10月にはソウル特別市、平成25年（2013年）２月にはタイ王国チェンマイ県との間で、友好関係に関する協定書の調印を行いました。

（ＪＩＣＡによる研修を通じた国際貢献）

独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）では、札幌市と帯広市に国際センターを設置し、世界の多くの国から研修生を受け入れています。両センターでは、農村の振興や農業技術の普及、環境保全型農業への取組など、それぞれの国の課題に応じた農業研修コースを開設しており、道や市町村、大学や農業団体等は、これらの研修コースにおいて、視察対応や講師派遣などを行い、開発途上国の農業振興に協力しています。

（海外派遣による国際感覚を身につけた人材の育成）

道内では、昭和27年（1952年）から民間団体による青年農業者等の海外派遣が行われており、現在までに数多くの研修生が派遣団体等を通じて海外に派遣されています。派遣先は、放牧酪農や園芸、畑作等を学べるニュージーランドが多く、研修生は農業技術や国際感覚の習得に加え、海外で様々な経験をすることで、帰国後は地域のリーダーとして活躍しています。

2　農地の動向と土地利用

（耕地面積の推移）

令和４年（2022年）の全国の耕地面積は432万5,000haで、耕作放棄や宅地への農地転用によるの農地のかい廃等により、前年に比べ２万4,000ha（0.6%）の減少となっています。

本道の耕地面積も、平成２年（1990年）の120万9,000haをピークに、農地転用などによるかい廃面積が農地開発などによる耕地の拡張面積を上回って推移していることから減少傾向にあり、令和４年（2022年）は114万1,000haとなっています。なお、令和４年（2022年）の全国の耕地面積に占める本道の耕地面積のシェアは、26.4%となっています。

図表3-2-1　耕地面積等の推移（北海道）

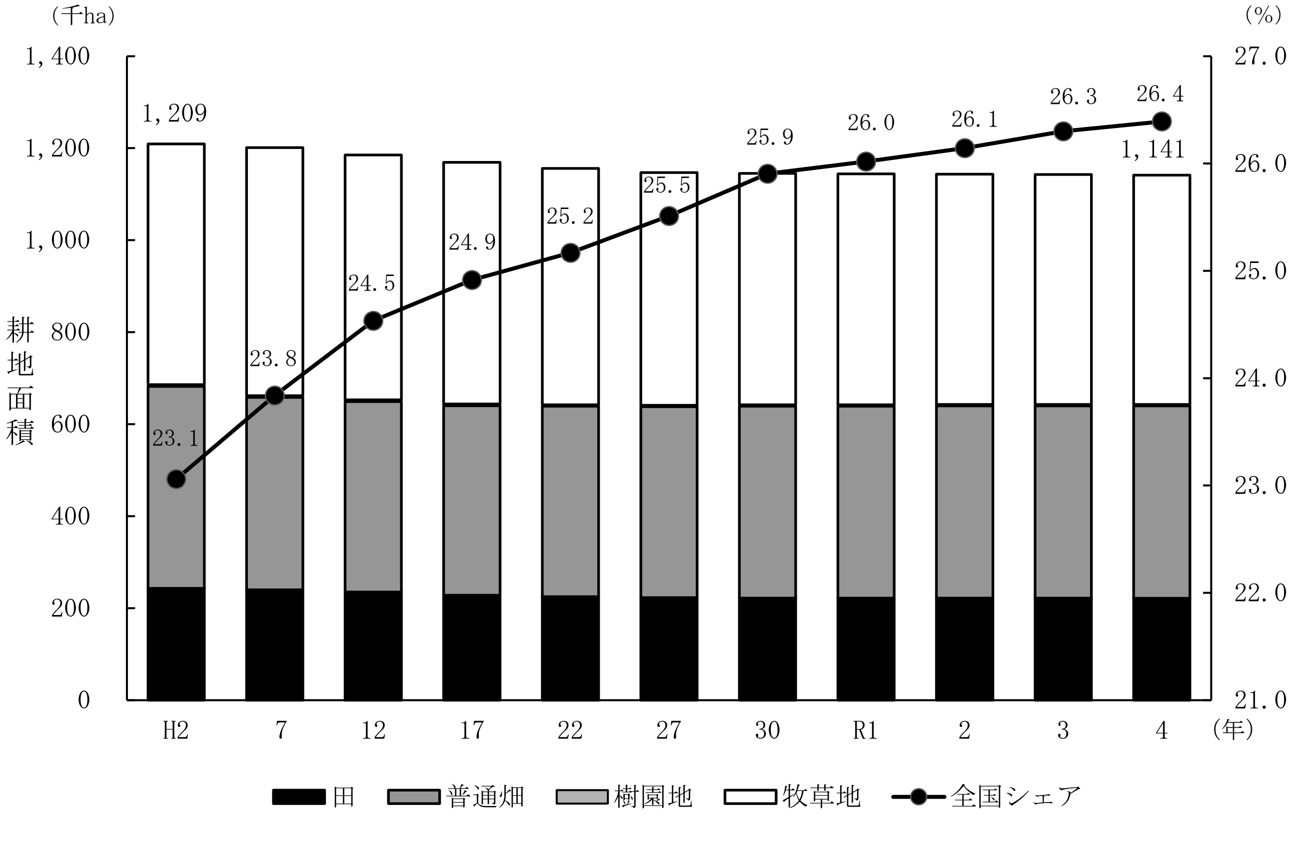

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」（各年７月15日現在）

一方、令和３年（2021年）の本道における農作物の作付（栽培）延べ面積は、113万3,000haで、前年に比べ4,000ha増加しました。また、耕地の利用状況を表す耕地利用率は、99.1％となっており、都府県の利用率（88.7％）を、10.4％上回っています。

図表3-2-2　農作物の作付（栽培）延べ面積と耕地利用率（田・畑計、北海道）

（単位：ha、％）

区　分	作付延べ面積	耕地利用率	（参考）都府県
H12年	1,176,000	99.2	92.9
17	1,164,000	99.6	91.4
22	1,147,000	99.2	89.8
27	1,144,000	99.7	89.0
29	1,135,000	99.1	89.1
30	1,133,000	99.0	89.0
R1	1,131,000	98.9	88.8
2	1,129,000	98.8	88.6
3	1,133,000	99.1	88.7

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」（各年７月15日現在）

（遊休農地の面積）

農業委員会が農地法に基づいて毎年行っている農地利用状況調査により確認された道内の遊休農地面積は、令和３年度（2021年度）は674haと、前年に比べ５ha（0.7％）の増加と、ほぼ前年並みとなりました。

遊休農地は、中山間地域の傾斜地や排水条件の悪いほ場など、耕作条件が不利な場所に多く、一部には相続登記がされないため、所有者が確認できないものもあります。

今後、農業従事者の高齢化の進行や後継者不足ともあいまって、遊休農地が増加していくことが懸念されています。

図表3-2-3　遊休農地面積の推移（北海道）

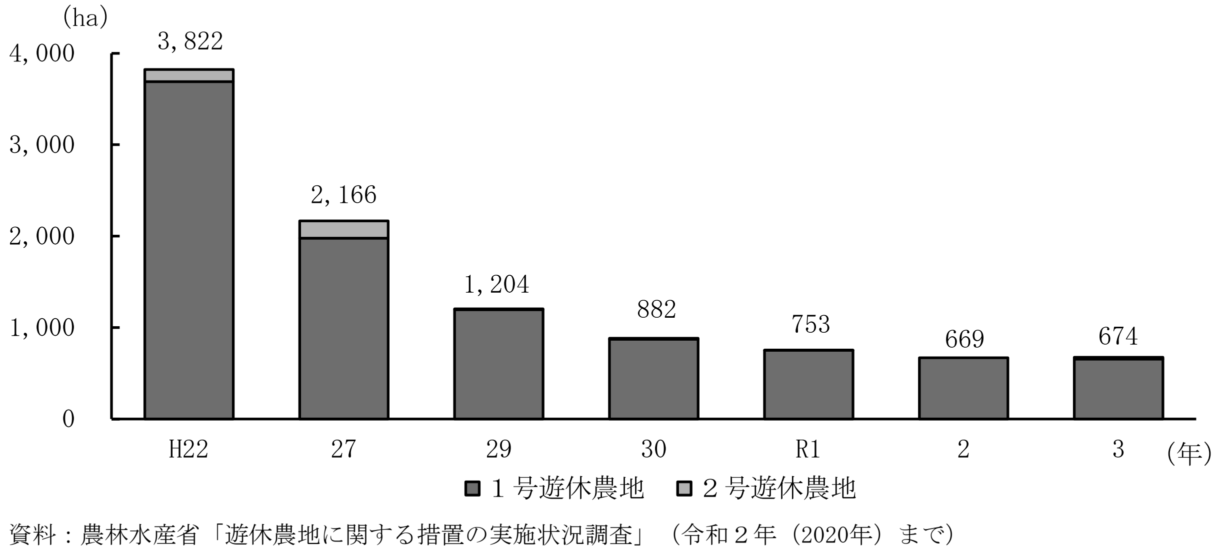

資料：農林水産省「遊休農地に関する措置の実施状況調査」（令和２年（2020年）まで）
「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」（令和３年度（2021年）から）

注：１）「１号遊休農地」とは、過去１年以上作物を栽培せず、耕作できる状態が保たれていない農地をいう。
２）「２号遊休農地」とは、周辺農地と比較して利用の程度が著しく低い農地をいう。

（農地価格と賃借料）

農地価格は、需給関係の変化を反映しており、中田（ちゅうでん）価格は昭和57年（1982年）をピークとして低下傾向が続いています。令和４年（2022年）は10アール当たり23万8,000円と前年に比べ2．5％下落しており、ピーク時に比べると45.4％の水準となっています。また、中畑（ちゅうばた）価格も昭和59年（1984年）をピークに低下傾向にあり、令和４年（2022年）は10アール当たり11万4,000円と前年に比べ3.4％下落しており、ピーク時に比べ49.4％の水準となっています。

契約賃借料についても低下が続いており、令和４年（2022年）には、10アール当たり田が9,702円、畑が4,277円で、それぞれ前年に比べ0.9％、0.3％の低下、ピーク時に比べ37.6％、58.1％の水準となっています。

こうした最近の農地価格と賃借料の低下は、経営規模の拡大を志向する農業者等にとって農地の権利取得を容易にしています。

図表3-2-4 農地価格（10アール当たり）の推移(北海道)

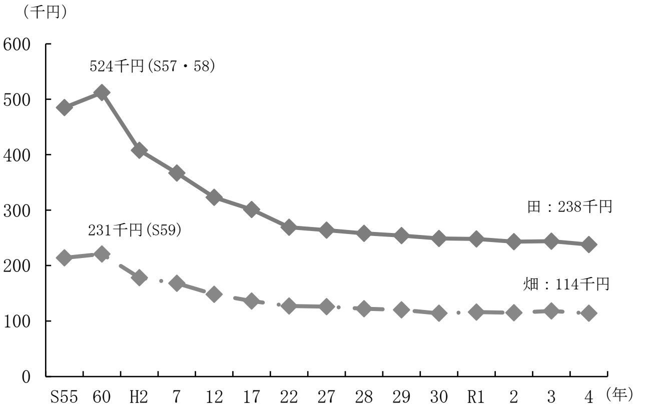

資料：(一社)北海道農業会議「田畑売買価格等に関する調査」

図表3-2-5 契約賃借料（10アール当たり）の推移(北海道)

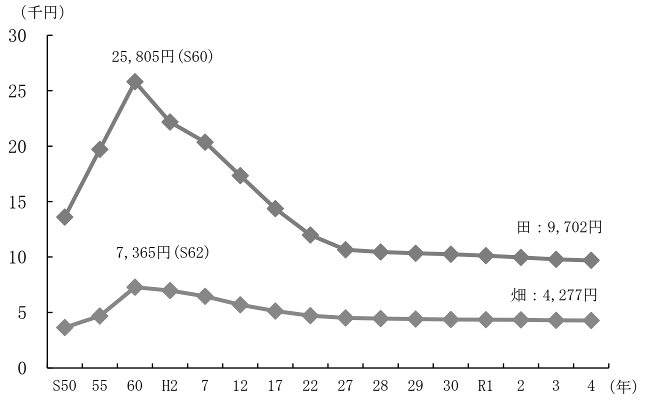

資料：(一財)日本不動産研究所「田畑価格及び賃借料調」

注：「中田」「中畑」とは、調査対象区域の旧市町村(昭和25年（1950年）１月１日)における、収量水準や生産条件が平均的な田・畑のことをいう。

（農地流動化の動向）

本道において令和２年（2020年）に権利移動のあった農地及び採草放牧地の面積は、10万8,936haで、前年に比べ１万7,072ha（18.6％）増加しています。このうち、「売買と賃貸借による権利移動面積」（農地流動化面積）は７万8,514haで、前年に比べ9,864ha（14.4％）増加しています。

権利の種類別では、売買は２万6,511haで前年に比べ3,846ha（17.0％）増加、賃貸借は５万2,002haで前年に比べ6,018ha（13.1％）増加しています。

また、権利移動のあった面積に占める売買と賃貸借の割合をみると、賃貸借が売買を上回っており、令和２年（2020年）は、賃貸借が47.7％、売買が24.3％となっています。

図表3-2-6　農地及び採草放牧地の権利形態別移動面積の推移（北海道）

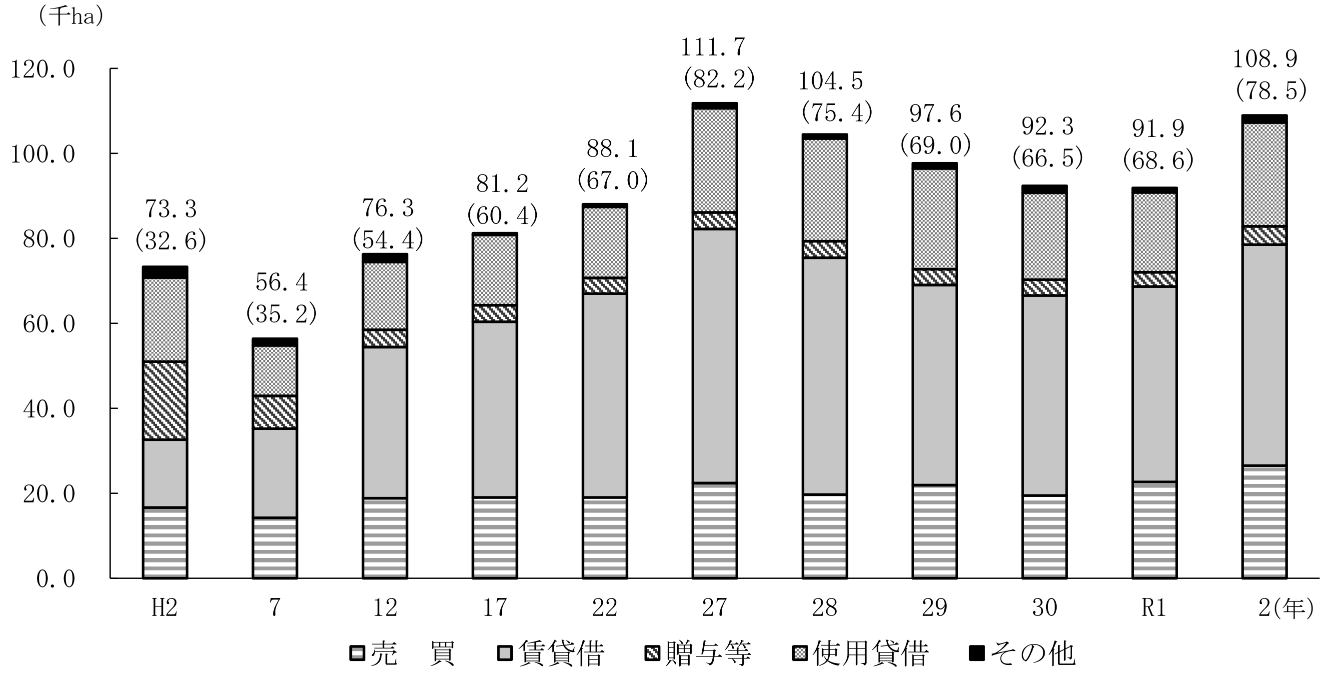

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（平成21年（2009年）まで）、
「農地権利移動・借賃等調査」（平成22年（2010年）から）
注：1）（　）は、売買と賃貸借の合計面積（農地流動化面積）。
2）賃貸借及び使用貸借は、権利の設定のみで、移転はその他に含まれる。

（農地等の転用面積）

本道の農地等の転用面積は、近年は横ばい傾向で推移していますが、令和２年（2020年）は754haと前年に比べ147ha（16.3%）減少しました。

その内訳は、鉱・工業等用地が最も多く、次いで農業用施設用地となっています。

図表3-2-7　農地及び採草放牧地の用途別転用面積の推移（北海道）

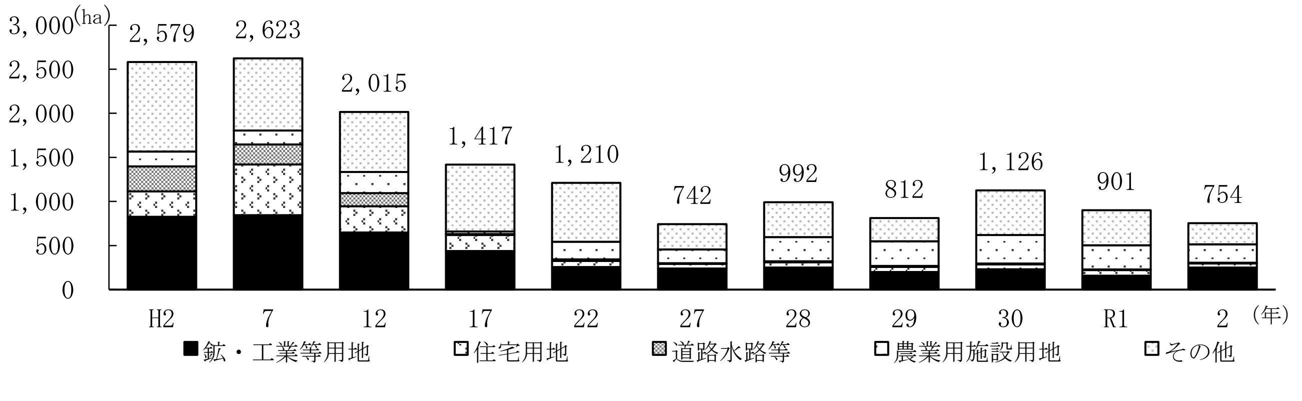

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（平成21年（2009年）まで）、
「農地権利移動・借賃等調査」（平成22年（2010年）から）
注１：面積は、農地法に基づく転用とそれ以外の転用の合計で、農業経営基盤強化促進法に基づく転用は除く。
２：「その他」は、植林、資材置き場、流通業務等施設、レジャー施設、学校・公園等用地等。

（優良農地の確保）

道では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、「農業振興地域」を指定しており、その面積は、令和３年（2021年）12月末現在で293万3,954haと、本道の総土地面積の約35％となっています。このうち、市町村が定める「農用地区域」面積は、令和３年（2021年）12月末現在で131万9,494haと、前年に比べ2,716ha（0.2％）減少しました。

こうした中、令和２年（2020年）12月に国の基本指針が見直され、道においても、令和３年（2021年）５月に「北海道農業振興地域整備基本方針」を変更し、令和12年（2030年）時点で確保すべき農用地区域内の農地面積の目標を112万2,000haと定めています。

令和３年（2021年）12月末現在の農用地区域内の農地面積は112万3,561haとなっており、今後とも農地のかい廃が見込まれる中にあって、この目標の達成に向け、農用地区域への編入促進や荒廃農地の発生防止、解消などにより優良農地を確保することが求められています。

図表3-2-8　確保すべき農用地等の面積の目標（北海道）

令和元年現在の農用地区域内の農地面積　１１２．２万ｈａ

す　う　勢	令和12年までの農地の増減	施　策　効　果	令和12年までの農地の増減
農用地区域からの除外	△1,610 ha	農用地区域への編入促進	＋2,848 ha
荒廃農地の発生	△2,120 ha	荒廃農地の発生防止	＋　24 ha
		荒廃農地の解消	＋　415 ha

これまでのすう勢が今後も継続した場合の令和12年時点の農用地区域内の農地面積（すう勢）　１１１．８万ｈａ

令和12年の農用地区域内の農地面積の目標　１１２．２万ｈａ

資料：北海道農業振興地域整備基本方針（令和３年（2021年）５月公表）より抜粋
注：農用地区域内の農地面積とは、「耕地及び作付面積統計」で定義する耕地であるものの面積をいう。

（荒廃農地の再生利用活動への支援）

国では、生産に欠くことのできない基礎的な資源である農地の確保と有効利用を通じ、生産性の向上と自給率の維持向上に取り組むとして、市町村･農業委員会を対象とした「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」を実施しています。荒廃農地の発生要因や解消方策に関する分析を進め、荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進しており、令和３年度（2021年度）か

らは「最適土地利用対策事業」（農山漁村振興交付金）によって、市町村等が参画する地域協議会が主体となって実施する農地の有効活用への取組や粗放的利用によるモデル的な取組を支援しています。

道では、関係団体と連携し、荒廃農地等の現状を把握するとともに、発生防止・解消の促進に関する情報共有を図り、農業委員会に対する助言・支援を行うなど、様々な取組を進めています。

（地籍調査の推進）

地籍調査は、地籍の明確化により、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化を図るため、国土調査法に基づき昭和27年度（1952年度）から市町村が主体となって実施しています。

一筆ごとに所有者、地番、地目を調査し、土地の境界位置や面積等の測量成果を地籍図及び地籍簿にまとめて登記所（「法務局、地方法務局・その支局及び出張所」をいう。）に備えており、土地の境界トラブルの未然防止、効率的な公共事業の実施や災害発生時の復旧復興事業の迅速な実施などに寄与しています。

地籍調査を計画的に実施するため、国土調査促進特別措置法では、十箇年計画の作成を求めており、現在は、令和２年（2020年）５月に策定した第７次国土調査事業十箇年計画に基づいて実施しています。

本道における地籍調査対象面積は、総面積の55％に当たる４万6,016㎢で、令和４年度（2022年度）は、23市町村が20.7㎢の調査を実施し、令和４年度（2022年度）末までの実績面積は２万8,517㎢、進捗率は62％となっています。

東日本大震災の被災地において地籍調査の有無が復旧・復興のスピードに影響したことなどから、地籍調査は全国的に重要性が再認識されており、市町村との連携を進め、新たな測量技術の導入の促進による事業の効率化に取り組むことなどにより、各市町村が計画的に地籍調査を実施できるよう努めています。

図表3-2-9　地籍調査の実績面積の状況

（単位：㎢、％）

調査対象面積 a	実績面積								実績面積 b	進捗率 b/a
	H17年度	22	27	30	R1	2	3	4		
46,016	113.1	50.9	55.3	40.4	32.1	33.7	27.2	20.7	28,517	62

資料：北海道農政部調べ

3　担い手への農地の集積・集約化

(1) 農地施策の変遷
（自作農創設から人・農地プランまで）

我が国の農地施策において、戦後の農地解放は、自作農の創設など大きな成果をあげつつも経営規模の零細化やその後の分散錯圃といった構造的課題につながる側面もありました。

こうした課題を解決するため、国は農地法に加え、昭和55年（1980年）に農地の流動化や有効利用による農業経営の改善、生産力の増大を図ることを目的とする農用地利用増進法を制定し、これを平成５年（1993年）に改正した農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）において認定農業者制度を創設して、意欲ある農業者に対する農用地の利用集積を推進してきました。

平成24年（2012年）からは、市町村が策定する担い手と農地に関する将来計画である「人・農地プラン」により、農業者をはじめ地域の関係者による話合いに基づき、地域農業の中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者や地域農業の将来のあり方などを明確化し、施策を集中することとしており、このプランに位置付けられた経営体に対しては、農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）の当初５年間の無利子化や農地利用効率化等支援交付金の活用による農業用機械等の導入、農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付などの支援措置が講じられています。

（農地中間管理機構を中核とした農地の集積・集約化）

平成26年（2014年）３月には、担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「農地バンク法」という。）が施行され、本道では、北海道農業公社が、公的な農地の中間的受け皿となる農地バンクとして知事の指定を受け、同年４月から、農地中間管理事業を開始しました。

農地中間管理事業は、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合等に、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農地の所有者から農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう貸し付ける制度であり、令和元年（2019年）５月には、改正農地バンク法が公布され、担い手への農地の集積・集約化を加速する観点から、農地中間管理事業の手続きの簡素化や農地利用集積円滑化事業との統合・一体化が図られました。この制度を活用して令和４年度（2022年度）に機構が新たな借受を行った面積は888haとなっています。

また、離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて、担い手に一定期間貸付けした後に売渡しを行う農地売買支援事業は、農地バンクの特例事業として実施されており、令和４年度（2022年度）における新たな買入れは、93市町村の5,250haと前年度を上回る状況となっています。

図表3-3-1　農地集積関連事業の実績の推移（北海道）

（単位：ha、件）

項目			H29年度	30	R1	2	3	4
農地中間管理機構事業	農地中間管理事業	借受	1,095 (121)	632 (114)	625 (76)	828 (116)	1,136 (75)	888 (55)
		貸付	1,473 (167)	1,073 (181)	1,141 (144)	1,468 (138)	1,430 (124)	1,165 (93)
	農地売買支援事業	買入	4,888 (583)	4,810 (557)	5,470 (645)	5,979 (594)	4,560 (539)	5,250 (591)
		売渡	6,973 (949)	3,491 (613)	7,584 (940)	7,740 (908)	6,037 (865)	6,067 (850)
	貸付・売渡の合計		8,410 (1,116)	4,564 (794)	8,725 (1,084)	9,208 (1,046)	7,467 (989)	7,232 (943)

資料：北海道農政部調べ
注：１）（　）は件数。
　　２）貸付は、借入期間満了等による再設定手続きを含む。

(2) 新たな農地施策の推進
（「地域計画」（人・農地プランの法定化）を中心とした農地施策の見直しについて）

これまで認定農業者制度や機構等を中心とした農地の利用集積・集約化を推進してきたところですが、国は、高齢化・人口減少が本格化する中で、全国的に農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるとして、令和２年（2020年）12月、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、施策の見直しに着手しました。

令和３年（2021年）５月25日には、農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用の促進などの施策のあり方を「人・農地など関連施策の見直し」として公表し、その後、具体的な内容等について検討を行い、同年12月24日に、施策の対応方向を加えて取りまとめた上で、令和４年（2022年）３月８日に、基盤法など関連する法律の改正案を通常国会に提出し、同年５月20日に成立しました。

この改正により、これまでも市町村が策定していた人・農地プランが法定化され、新たに「地域農業経営基盤強化促進計画」（以下「地域計画」という。）として策定・公告することとされました。

地域計画は、将来の地域農業の在り方のほか、目標とする農地利用の将来像を目標地図として明らかにすることとされており、市町村は農業者、農業委員会、農地バンク、農業協同組合、土地改良区等の関係者とともに、将来の農業や農地利用の姿について話合いを実施し、農業委員会が関係団体と協力して作成する目標地図の素案を基に地域計画を定めることとされています。

この地域計画は改正法の施行日である令和５年（2023年）４月１日から２年を経過する日までの間に策定することとされています。

図表3-3-2　地域計画の策定

（農地バンクを中心とした農地の権利移動）

今回の改正では、農地の権利移動を行う手法のうち、基盤法に基づき市町村が作成する「農用地利用集積計画」は廃止され、今後は、農地バンク法に基づき農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」に統合・一体化されました。

図表3-3-3　農地の権利移動

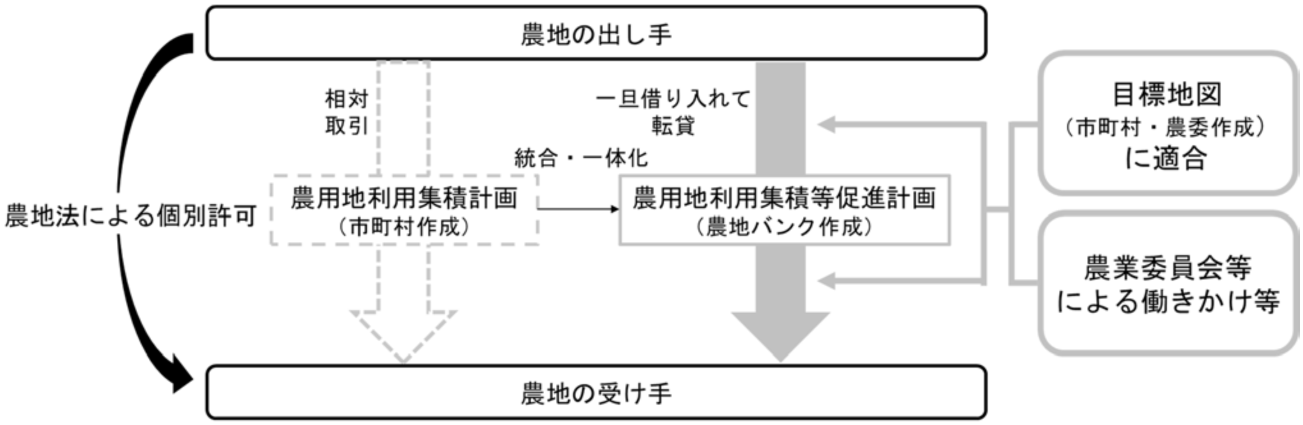

今後とも道内の農地の集積・集約を進めていくには、これまで市町村が培ってきた農地の権利移動の仕組みを活かしながら新たな農地施策の機能を十分に発揮できるよう、関係者をあげて取り組んでいくことが重要です。このため、知事の計画認可権限の市町村長への移譲や、農地バンク機能の充実・強化を進めることとしています。

(3) 担い手への農地の集積・集約化
（担い手への農地の利用集積面積の推移）

専業的で大規模な農業経営を主体とする本道では、認定農業者等の担い手の育成・確保を進めており、これらの担い手への農地の集積・集約化が進んでいます。

本道における令和３年度（2021年度）の担い手への農地利用集積面積は、前年度から約353ha減少し104万4,736haとなりましたが、担い手への農地利用集積率は91.4％と、平成28年度（2016年度）以降90％を超えて推移しています。

今後は、高齢化や後継者不足等によりリタイアが想定される認定農業者の農地を、地域計画に位置付けられた担い手に円滑に集積・集約化していくため、新たな農地施策等で整備される機能を十分に発揮させていくことが必要です。

図表3-3-4　担い手への農地利用集積面積の推移（北海道）

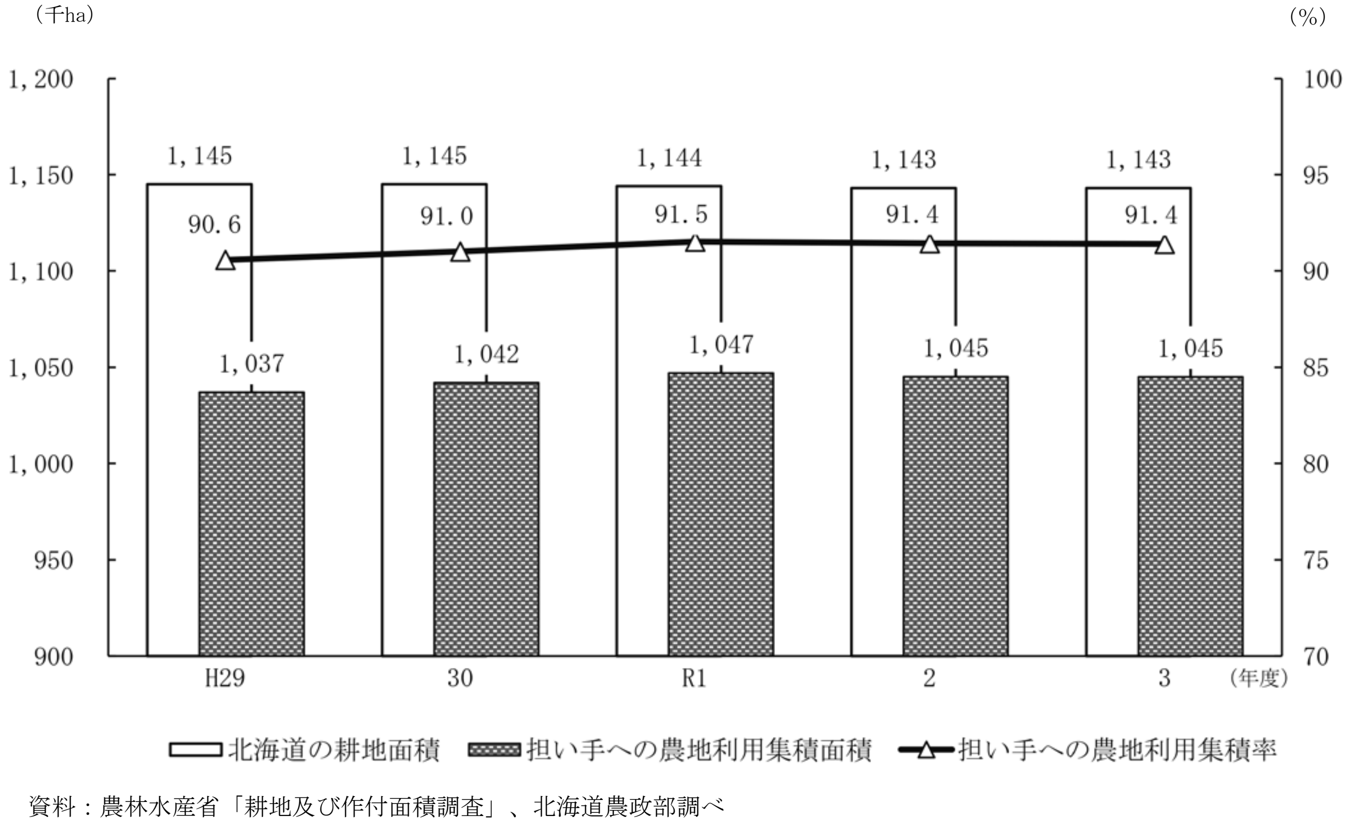

資料：農林水産省「耕地及び作付面積調査」、北海道農政部調べ

注：１）北海道の耕地面積は各年度７月15日現在、担い手への農地利用集積面積は各年度３月末現在

２）担い手とは、認定農業者、認定新規就農者及び市町村基本構想の水準到達者並びに集落営農組織等をいう。

～ 新たな農地施策の推進について ～

　農業者の減少の加速化が見込まれる中、農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、国は、農業経営基盤強化促進法等の一部改正を令和４年（2022年）５月に行い、人・農地プランを新たに「地域計画」として法定化するとともに、機構を中核とした農地の集約化を強力に推進することとしました。

　これを受けて道では、新たな農地施策が、農地の利用集積率が高く農業委員会をはじめとする農業関係者が主体となって地域の権利調整を進める仕組みが機能している北海道の実情に即した制度・運用となるよう、具体的な事務の進め方を検討し国に提案を行うなど、新たな制度の円滑な施行に向けた対応を行いました。

　また、令和４年（2022年）８月から令和５年（2023年）２月にかけて、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関を対象とした、新たな農地施策の制度や実務の流れなどに関する研修会を、全道５ブロックで延べ10回開催するなど地域への丁寧な説明を実施してきました。

令和４年夏の全道研修会

　出席者からは、令和５年（2023年）４月に施行される新たな制度が円滑に機能するか不安の声もありましたが、道としてはこうした意見を受け止め、知事から市町村長への権限移譲及び機構の効率的な業務処理の体制整備の検討などにより、
これまで地域で培われてきたノウハウを活かし、本道の実情に即した取組が継続できるよう、関係機関・団体と連携を深め、必要な措置を講じてまいります。